

(証券コード 5341)
平成29年2月8日

株 主 各 位

大阪市中央区常盤町一丁目3番8号
(登記上の本店所在地：堺市美原区小平尾451番地)

アサヒ衛陶株式会社

取締役社長 町 元 孝 二

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年2月23日(木曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年2月24日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか(8階 第3会議室)

会場が昨年と異なっております。末尾の会場ご案内略図をご参照のうえ
ご来場ください。

3. 目 的 事 項
報 告 事 項

- 第66期(平成27年12月1日から平成28年11月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第66期(平成27年12月1日から平成28年11月30日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第4号議案 大規模買付ルール(買収防衛策)継続の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.asahieito.co.jp/>)に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告

(平成27年12月1日から)
(平成28年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に改善の遅れが見られるものの、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、中国を始めとするアジア新興国の経済の先行きおよび米国の新大統領の政策に関する不確実性等、今後の景気動向に注意が必要な状況であります。

当社グループに関連の深い住宅関連業界におきましては、リフォーム市場や大都市圏での集合住宅需要などについては、堅調な動きを見せているというものの、新築住宅市場全体で見ると中長期的には減少傾向であり、依然として不透明な状況が続いております。今後につきましては、新築住宅市場は少子高齢化・人口減少により需要が伸び悩むと想定される一方、リフォーム市場は国の中古住宅流通促進政策等により中古住宅購入時のリフォーム工事の増加など堅調に推移していくことが期待されます。

このような経済環境の中、当社グループは「新商品の開発」「介護福祉分野の販売強化」「インバウンド需要の取り込み」「海外市場における新規販路の開拓」などの目標を定め販売強化を進めるとともに、商品・材料の仕入コスト削減に取り組んでまいりました。

その結果、「海外市場における新規販路の開拓」については、これまでの地道な営業活動の成果により売上高が増加し、「介護福祉分野の販売強化」に関しては、平成28年9月に中国の山東省濰坊市での展示会に出展し、中国での養老事業に参入を果たすなど海外市場の販路拡大に取り組んでまいりました。

一方で期待しておりました「インバウンド需要の取り込み」については、中国政府の関税政策の転換によってインバウンド客の消費動向が大きく変化したことにより、期待されたほどの成果を得ることが出来ませんでした。また、東日本地域を中心とした既存事業の伸び悩みにより当連結会計年度の売上高については、前連結会計年度を下回ることとなりました。また、上述の

売上高の減少に加え、前連結会計年度と比して当社に適用される為替予約レートが円安で推移したことにより調達コストが上昇したことおよび本社移転・拠点集約に伴う特別損失の発生等により、利益についても前連結会計年度を下回ることとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,803百万円（前期比△1.0%）、営業損失は238百万円（前期は116百万円の営業損失）、経常損失は250百万円（前期は114百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は294百万円（前期は136百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループは住宅設備機器事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、本社移転・拠点集約に伴う設備が主なもので、その総額は86百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として450百万円の調達を行いました。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 63 期 (24. 12～25. 11)	第 64 期 (25. 12～26. 11)	第 65 期 (26. 12～27. 11)	第 66 期 (当連結会計年度) (27. 12～28. 11)
売 上 高 (百万円)	3,305	3,237	2,832	2,803
経常利益または損失(△) (百万円)	134	47	△114	△250
親会社株主に帰属する当期純利益または純損失(△) (百万円)	114	35	△136	△294
1株当たり当期純利益または純損失(△) (円)	7.66	2.44	△9.45	△20.39
総 資 産 (百万円)	2,162	2,214	2,238	2,248
純 資 産 (百万円)	1,531	1,535	1,373	1,081
1株当たり純資産額 (円)	102.60	106.18	94.98	74.78

(注) 1. 1株当たり当期純利益または純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第64期および第65期ならびに第66期の1株当たり当期純利益または純損失の算定において、株式付与E S O P信託が保有する当社株式を自己株式としていることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
また、1株当たり純資産額の算定においても、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 63 期 (24. 12～25. 11)	第 64 期 (25. 12～26. 11)	第 65 期 (26. 12～27. 11)	第 66 期 (当事業年度) (27. 12～28. 11)
売 上 高 (百万円)	3, 302	3, 235	2, 809	2, 763
経常利益または損失(△) (百万円)	141	57	△113	△245
当期純利益または純損失(△) (百万円)	103	35	△135	△289
1 株当たり当期純利益 または純損失(△) (円)	6. 93	2. 43	△9. 36	△20. 05
総 資 産 (百万円)	2, 161	2, 213	2, 237	2, 232
純 資 産 (百万円)	1, 531	1, 535	1, 374	1, 085
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	102. 61	106. 18	95. 05	75. 08

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益または純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第64期および第65期ならびに第66期の1 株当たり当期純利益または純損失の算定において、株式付与 E S O P 信託が保有する当社株式を自己株式としていることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
- また、1 株当たり純資産額の算定においても、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
VINA ASAHI CO., LTD.	28, 378 千円	100%	住宅設備機器の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループに関連の深い住宅関連業界におきましては、リフォーム市場や大都市圏での集合住宅需要などについては、堅調な動きを見せているとはいうものの、新築住宅市場全体で見ると中長期的には減少傾向であり、依然として不透明な状況が続いております。今後につきましては、新築住宅市場は少子高齢化・人口減少により需要が伸び悩むと想定される一方、リフォーム市場は国の中古住宅流通促進政策等により中古住宅購入時のリフォーム工事の増加など堅調に推移していくことが期待されており、当社グループは、引き続き経営基盤の強化および収益構造の改善を最重要課題として掲げ、下記のような施策に全社を挙げて取組んでまいります。

① 収益性の改善施策

- ・グローバル調達の新構築によるコスト削減。
- ・開発、生産、物流機能を集約した香川事業所の運営体制の確立によるコスト削減。
- ・ベトナムの人工大理石工場での天板生産の本格稼働によるコスト削減。
- ・品質チェック機能強化による品質管理のコスト削減。
- ・高利益商品の重点販売による売上総利益率の改善。
- ・停滞品在庫の削減による収益の改善。

② 財務体質の改善施策

- ・停滞品在庫の削減など適切な在庫処置、および遊休スペースがあった香川事業所に開発、生産、物流機能を集約したことによる保有資産の有効活用を図り、バランスシートの健全化を推進しております。

③ 販売強化施策

- ・商品カテゴリー、販売チャンネル、エリア別に徹底した目標管理と実績分析による既存商品の営業強化。
- ・自社工場（ベトナム）で生産した人工大理石を使用した商品の販路拡大。
- ・賃貸住宅向けのキッチン等新商品の販売促進による新たな収益源・販路の確保。
- ・ベトナムを中心とした海外市場における新規販路開拓、提案商材の拡充、ブランド価値向上への取組強化。
- ・インターネットを活用した販売促進による営業強化。

(5) 主要な事業内容（平成28年11月30日現在）

当社グループは、衛生機器（衛生陶器、附属器具、水洗便器セット、その他関連機器）・洗面機器（洗面化粧台、化粧鏡、天板、その他関連機器）の製造、仕入、販売を行っております。

(6) 主要な事業所（平成28年11月30日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社 ・ 大 阪 支 店	大 阪 市 中 央 区
東 京 支 店	東 京 都 北 区
九 州 支 店	佐 賀 県 鳥 栖 市
仙 台 営 業 所	仙 台 市 若 林 区

- (注) 1. 平成28年8月に本社事務所を堺市美原区より大阪市中央区へ移転しております。
2. 平成28年11月30日付で松山営業所を閉鎖いたしました。
3. 生産拠点の集約に伴い、平成28年12月1日付で香川物流センターを香川事業所に呼称変更しております。
4. 平成28年12月1日付で広島県安佐南区に中四国営業所を開設いたしました。

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
V I N A A S A H I C O . , L T D .	ベ ト ナ ム 社 会 主 義 共 和 国

(7) 使用人の状況（平成28年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
88名(28名)	4名増(1名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は年間の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
85名(28名)	3名増(1名増)	39.8歳	9.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は年間の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年11月30日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	295
株式会社三井住友銀行	158
株式会社みずほ銀行	125
株式会社京都銀行	121
株式会社近畿大阪銀行	86

百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年11月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 48,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,940,000株 |
| ③ 株主数 | 1,799名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	806	5.40
ア サ ヒ 衛 陶 取 引 先 持 株 会	712	4.77
松 井 証 券 株 式 会 社	629	4.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （株式付与ESOP信託口・75644口）	462	3.09
丹 司 英 子	384	2.57
株 式 会 社 S B I 証 券	374	2.51
阿 部 五 美	345	2.31
鈴 木 拓 也	311	2.08
山 田 紘 一 郎	304	2.03
町 元 孝 二	262	1.75

（注） 1. 持株比率は、自己株式(18,216株)を控除して計算しております。

2. 持株比率は、「株式付与ESOP信託口」が所有する462,000株を含めて計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年11月30日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成28年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	町元孝二	
取締役	上野泰志	営業本部長 VINA ASAHI CO., LTD. 社長
取締役	越野秀司	開発本部長
取締役(常勤監査等委員)	景山好庸	
取締役(監査等委員)	中光弘	弁護士法人 中央総合法律事務所 代表社員弁護士
取締役(監査等委員)	井関新吾	株式会社井関総合経営センター 代表取締役

- (注) 1. 当社は、平成28年2月26日開催の第65回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行が承認されました。
2. 平成28年2月26日開催の第65回定時株主総会において、景山好庸氏、中光弘氏および井関新吾氏が監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役(監査等委員)中光弘氏および取締役(監査等委員)井関新吾氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員との十分な連携を可能とすべく、景山好庸氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役(監査等委員)中光弘氏は、弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス等企業統治に対する知見を有しております。
6. 取締役(監査等委員)井関新吾氏は、公認会計士としての専門的見地から、財務および会計に対する知見を有しております。
7. 取締役(監査等委員)中光弘氏および取締役(監査等委員)井関新吾氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社は、取締役(常勤監査等委員)景山好庸氏、取締役(監査等委員)中光弘氏および取締役(監査等委員)井関新吾氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。
9. 福森鉄也氏は、平成28年2月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
10. 平成28年12月1日付で町元孝二氏は代表取締役社長・生産本部長に、上野泰志氏は取締役営業本部長兼西日本営業部長・ビナアサヒ社長に、越野秀司氏は取締役に担当を変更しております。

- ② 当事業年度中の取締役の地位、担当の異動
該当事項はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の数
		基本報酬	退職慰労金	
取締役(監査等員を除く) (うち社外取締役)	35,664 (一)	32,436 (一)	3,228 (一)	4名
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	8,437 (2,880)	8,010 (2,880)	427 (一)	3名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	2,687 (900)	2,550 (900)	137 (一)	3名 (2名)
合 計	46,789	42,996	3,793	10名

- (注) 1. 上記には、平成28年2月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役1名および監査役3名(うち社外監査役2名)を含めております。なお、当社は、平成28年2月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額を記載しております。
4. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、平成28年2月26日開催の第65回定時株主総会において年額80百万円以内と決議をいただいております。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成28年2月26日開催の第65回定時株主総会において年額20百万円以内と決議をいただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成7年2月24日開催の第44回定時株主総会において年額20百万円以内と決議をいただいております。
7. 上記のほか、平成28年2月26日開催の第65回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し、4,633千円の役員退職慰労金を支給しております。

④ 社外役員等に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外取締役 (監査等委員)	中 光 弘	弁護士法人 中央総合法律事務所 代表社員弁護士	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	井 関 新 吾	株式会社井関総合経営センター 代表取締役	特別な関係はありません。

ロ．当事業年度の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 光 弘	平成28年2月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回のうち8回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会10回のうち8回に出席しており、主に弁護士としての専門的見地から発言を適宜行っております。なお、欠席した取締役会および監査等委員会についても常勤監査等委員から会議の決議事項等について説明を受け、内容の把握に努めております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	井 関 新 吾	平成28年2月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会10回全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地から発言を適宜行っております。なお、欠席した取締役会についても常勤監査等委員から会議の決議事項等について説明を受け、内容の把握に努めております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 O A G 監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
	千円
・当事業年度に係る報酬等の額	14,000
・当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格を有する者を含む)の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人O A G 監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に対し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての整備状況および当該体制の運用状況は次のとおりであります。

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、使用人を含めた行動指針として法令遵守、社会規範、社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、取締役、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

内部監査室を設置し、コンプライアンス体制の構築および維持向上を推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報および文書の取扱いについて、文書取扱規程に従い保存および管理することとする。

取締役は、これらの情報を閲覧できるものとする。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および海外子会社の損失の危険については、リスク管理に関する基本方針をリスク管理規程に定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備・構築する。各部門はリスク管理規程に定義されたリスクに対して管理を行い、企画管理部が各部門のリスク管理を横断的に管理・支援する。内部監査室は、各部門が効果的にリスク管理を行えるよう助言・調整を行うとともに、企画管理部と連携して実施状況の監査を行うものとする。

また経営上重要な事項については、リスク管理規程に従い執行役員会において定期的に審議を行うほか、取締役会に報告を行うものとする。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定期的に開催のほか、必要に応じて随時開催して、会社経営方針をはじめ重要事項の審議・決定を行うものとする。

取締役、執行役員および取締役が必要と認めた者により構成される執行役員会を毎月定期的に開催し、経営に重要な影響を及ぼす事項または全社に關係する重要な事項の審議を行うとともに、各部署の主要な施策と事業計画に関する予算実績の進捗状況の確認を行うものとする。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および海外子会社における業務の適正を確保するために、共通の経営理念および行動指針の周知徹底を取締役・使用人に図る。また、「海外子会社管理規程」を制定し、海外子会社の管理運営体制を構築している。

海外子会社の取締役・使用人が、重大な法令・定款違反および不正行為を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、当社取締役会に報告する。当社取締役会は、当該事項について審議を行い、必要と認める場合、海外子会社に対し適切な措置を講じるように指示する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く体制と当該使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の人選、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の同意を得ることとする。

また、当該使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

当社および海外子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および海外子会社に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告することとする。

また、当社および海外子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、監査等委員会から業務の執行に関する事項およびその他の重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応するものとする。

8. 監査等委員会へ報告し者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社および海外子会社の役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は業務上重要な会議への出席並びに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。

また、監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および重要な使用人から、個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、定期的に監査法人および内部監査室との意見交換を行い、必要に応じて代表取締役と意見交換を行うことができる。

11. 当該体制の運用状況

当社は、平成28年2月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が行うことによる監査・監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。内部監査室は、常勤監査等委員および会計監査人と連携して内部監査計画に基づき、財務に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに必要に応じて改善策の指導・支援を行っております。

また、内部監査室は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、取締役・使用人に対しコンプライアンスに関する研修を実施するなど啓蒙活動を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社ステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。他方、当社も上場企業である以上、健全な投資家の皆様が当社株式を買い付けることは、原則、自由であります。当社の経営理念を否定し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者によって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様の適切なご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様に適切に判断いただくためには、株主の皆様に十分な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、江戸時代享保年間に創業した屋根瓦製造販売業の流れを汲む衛生陶器メーカーで、近年は衛生陶器をコアビジネスとする、サニタリー分野での住宅設備機器を長年に亘り社会に供給して参りました。当社は、「お客様にご満足いただける商品とサービスを、満足いただける価格で提供する」ことを最優先に、「快適で豊かな暮らし」が実感できる住環境を実現することを経営理念としております。また、地球環境に優しいエコ、省エネ、節水商品、人に優しい福祉、高齢者配慮商品の開発に注力するとともに、ユーザーニーズの変化に対応すべく、機動性を持った海外調達の強化を積極的に進めております。更に、主力商品の多機能洗髪洗面化粧台及び節水型トイレ等の更なる拡充を図るとともに、ユニバーサルデザイン化粧台・住宅リフォーム対応の商品開発を進めております。

以上のように、当社は「水と電気」を使用する、耐久消費財を製造する企業として、「地球環境に優しい (Save water/Save energy)」商品づくりを行うことが、企業価値を高めるものと信じております。

① 新規分野への事業領域拡大

介護及びサービス付高齢者住宅への製品納入に向け、専属営業人員を配置することや、設計段階から携わることにより、当該事業分野における売上高の拡大を目指して参ります。

また、ベトナムでの販売を足掛かりとして、台湾・中国本土への営業をも本格化させることにより、当社国際事業の拡大も目指して参ります。

更に、営業情報やお客様の声からトレンドを捉え、永年培ってきたノウハウを活かし、安全性・機能性や品質の検証、デザイン修正等、トライ＆エラーの繰り返しにより製品の完成度を高め、製品化しておりますが、当該新規事業領域に関連する新製品の開発にも注力し、お客様にとって品質面・価格面でより魅力のある製品をご提案できるようにして参ります。

② 徹底したコスト削減

ASEAN及び中国を中心とした調達活動を推進させ、仕入コストを削減させる活動を継続して参ります。

また、組立拠点・物流拠点の再構築及び社内システムの刷新により、草の根レベルでのムダを省くことで、一つ一つのコスト削減を積み重ね、全社的に前向きなコスト削減を進めて参ります。

更には、現在中国・韓国・ベトナム・タイ等の海外生産拠点で製品を量産化しておりますが、生産拠点と国内のダブルチェック体制を徹底した品質管理により実施することで、品質チェック機能を確立させ、クレーム撲滅及び未然の防止によるコスト削減に繋げて参ります。特に、中国・韓国・ベトナム・タイ等の海外生産拠点の現地スタッフへ当社技術の指導・伝授を行うことで、生産効率のアップとともに、高品質の維持を実現しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについての取締役会の判断

① 大規模買付ルール必要性

当社取締役会は、上記1.に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、また株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、大規模買付者が大規模買付行為を行う前に取るべき手続等を明確かつ具体的に示した大規模買付ルール（以下「本ルール」といいます。）を導入することといたしました。

② 本ルール of 合理性

ア 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本ルールは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

イ 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）も遵守しております。

ウ 株主意思を重視するものであること

本ルールの有効期間は、平成29年2月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本ルールの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終結後本ルールを更新することを予定しております。また、当社は、本ルールの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールをその時点で廃止します。その意味で、本ルールの導入及び廃止は、当社株主の皆様 of 意思に基づくこととなっております。

エ 独立性 of 高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールの運用に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当社取締役会 of 恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断 of 概要については株主の皆様 to 情報開示することとされており、本ルールの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

オ 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、本ルールに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

カ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役(監査等委員を除く。)の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本ルールは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,561,074	流 動 負 債	478,082
現金及び預金	480,369	支払手形及び買掛金	99,050
受取手形及び売掛金	615,012	1年内返済予定の 長期借入金	233,863
商品及び製品	390,215	未払金	74,284
前渡金	22,670	未払法人税等	9,381
繰延税金資産	23,019	未払費用	31,479
その他	30,574	賞与引当金	4,080
貸倒引当金	△788	その他	25,944
固 定 資 産	686,940	固 定 負 債	688,559
有形固定資産	534,815	長期借入金	554,636
建物	133,324	繰延税金負債	2,898
構築物	5,471	退職給付に係る負債	45,394
機械及び装置	22,589	役員退職慰労引当金	20,662
車輛・工具器具及び備品	61,189	株式給付引当金	15,214
土地	297,376	預り営業保証金	35,011
リース資産	14,864	その他	14,741
無形固定資産	20,422	負 債 合 計	1,166,642
ソフトウェア	16,835	(純 資 産 の 部)	
その他	3,586	株 主 資 本	1,070,649
投資その他の資産	131,702	資 本 金	1,403,250
投資有価証券	19,213	利 益 剰 余 金	△291,220
投資不動産	73,548	自 己 株 式	△41,380
出資金	60	その他の包括利益累計額	10,723
差入保証金	34,855	その他有価証券評価差額金	6,127
団体生命保険金	4,024	繰延ヘッジ損益	4,236
資 産 合 計	2,248,015	為替換算調整勘定	359
		純 資 産 合 計	1,081,372
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,248,015

連 結 損 益 計 算 書

（平成27年12月 1 日から）
（平成28年11月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,803,898
売 上 原 価		1,898,900
売 上 総 利 益		904,998
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,143,091
営 業 損 失		238,093
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 受 取 配 当 金	571	
そ の 他	11,506	12,078
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,501	
そ の 他	19,526	24,028
経 常 損 失		250,043
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	999	999
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	66	
リ ー ス 解 約 損	2,053	
減 損 損 失	7,847	
事 業 整 理 損	30,801	40,769
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		289,812
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,500	
法 人 税 等 調 整 額	△1,411	5,088
当 期 純 損 失		294,900
親会社株主に帰属する当期純損失		294,900

連結株主資本等変動計算書

（平成27年12月1日から
平成28年11月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,403,250	3,679	△41,117	1,365,811
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△294,900		△294,900
自己株式の取得			△262	△262
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)				
当連結会計年度変動額合計	－	△294,900	△262	△295,162
当連結会計年度末残高	1,403,250	△291,220	△41,380	1,070,649

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ益	為替換算調整勘定	その他の利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	6,498	2,698	△1,319	7,877	1,373,689
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△294,900
自己株式の取得					△262
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△370	1,537	1,679	2,846	2,846
当連結会計年度変動額合計	△370	1,537	1,679	2,846	△292,316
当連結会計年度末残高	6,127	4,236	359	10,723	1,081,372

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・連結子会社の名称 VINA ASAHI CO., LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

VINA ASAHI CO., LTD. の決算日は9月30日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。但し、10月1日から連結決算日11月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）および投資不動産

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 3年～60年

車輛・工具器具及び備品 2年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

2. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更

該当事項はありません。

5. 追加情報

(株式付与E S O P信託の会計処理について)

当社は平成26年1月20日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入を決議いたしました。

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の職位等に応じた当社株式を、在職中に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高めるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕

組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

E S O P 信託口が保有する当社株式については、信託における帳簿価額(付随費用の金額は除く。)により純資産の部の自己株式に計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は39,815千円、462,000株であります。

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.3%から平成28年12月1日および平成29年12月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.0%に、平成30年12月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.7%となります。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年12月1日に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得金額の100分の60相当額に、平成29年12月1日に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得金額の100分の55相当額に、平成30年12月1日に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されました。

これらの税制改正が当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	106,822千円
土地	231,267千円
投資不動産	68,366千円
計	406,456千円

上記物件は、1年内返済予定の長期借入金133,903千円および長期借入金287,876千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 548,831千円

7. 連結損益計算書に関する注記

商品および製品の収益性の低下による 売上原価 24,962千円
簿価切下額

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	14,940,000	—	—	14,940,000

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	477,471	2,745	—	480,216

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式(当連結会計年度末462,000株)が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、栃木県において、賃貸用の倉庫(土地を含む)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
73,548千円	90,000千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており投機的な投資は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、営業本部および企画管理部にて与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、信用状況を定期的にモニタリングしリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金および借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、企画管理部にて月次に資金繰計画を作成して管理しております。なお、デリバティブは為替リスク管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
① 現金及び預金	480,369 千円	480,369 千円	－ 千円
② 受取手形及び売掛金	615,012	615,012	－
③ 投資有価証券 其他有価証券	19,213	19,213	－
④ 支払手形及び買掛金	(99,050)	(99,050)	－
⑤ 未払金	(74,284)	(74,284)	－
⑥ 長期借入金	(788,499)	(788,169)	329
⑦ デリバティブ取引 (※2) ヘッジ会計が適用されてい るもの	6,108	6,108	－

※1. 負債に計上されているものについては、()で表しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で表示する方法によっております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法、有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、⑤未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金

長期借入金については、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

⑦デリバティブ取引

デリバティブ取引については、すべてヘッジ会計を適用しております。また時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	480,369	—	—	—
受取手形及び 売掛金	615,012	—	—	—
合計	1,095,012	—	—	—

(4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	192,690	159,320	146,776	55,850	—
合計	192,690	159,320	146,776	55,850	—

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 74円78銭
(2) 1株当たり当期純損失 20円39銭

E S O P信託が所有する自己株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成28年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,545,828	流 動 負 債	458,201
現金及び預金	455,141	支払手形	8,138
受取手形	209,468	買掛金	85,642
売掛金	404,756	1年内返済予定の長期借入金	233,863
商品及び製品	380,695	リース債務	3,596
前渡金	22,325	未払金	74,237
繰延税金資産	23,019	未払法人税等	9,166
短期貸付金	40,601	未払費用	30,182
その他の	28,691	預り金	2,568
貸倒引当金	△18,871	前受収益	4,508
		賞与引当金	4,080
		その他の	2,217
固 定 資 産	686,546	固 定 負 債	688,559
有 形 固 定 資 産	534,815	長期借入金	554,636
建物	133,324	リース債務	12,663
構築物	5,471	繰延税金負債	2,898
機械及び装置	22,589	退職給付引当金	45,394
車両・工具器具及び備品	61,189	役員退職慰労引当金	20,662
土地	297,376	株式給付引当金	15,214
リース資産	14,864	預り営業保証金	35,011
無 形 固 定 資 産	20,422	その他の	2,077
ソフトウェア	16,835	負 債 合 計	1,146,760
その他の	3,586	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	131,308	株 主 資 本	1,075,250
投資有価証券	19,213	資本金	1,403,250
投資不動産	73,548	利益剰余金	△286,618
出資金	60	その他利益剰余金	△286,618
関係会社出資金	0	繰越利益剰余金	△286,618
差入保証金	34,461	自 己 株 式	△41,380
団体生命保険金	4,024	評価・換算差額等	10,363
		その他有価証券評価差額金	6,127
		繰延ヘッジ損益	4,236
資 産 合 計	2,232,375	純 資 産 合 計	1,085,614
		負債及び純資産合計	2,232,375

損 益 計 算 書

(平成27年12月1日から)
(平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,763,899
売 上 原 価		1,871,346
売 上 総 利 益		892,552
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,127,719
営 業 損 失		235,166
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 受 取 配 当 金	1,110	
そ の 他	11,399	12,510
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,320	
そ の 他	18,060	22,381
経 常 損 失		245,037
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	999	999
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	66	
リ ー ス 解 約 損	2,053	
減 損 損 失	7,847	
事 業 整 理 損	30,801	40,769
税 引 前 当 期 純 損 失		284,807
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,500	
法 人 税 等 調 整 額	△1,411	5,088
当 期 純 損 失		289,895

株主資本等変動計算書

（平成27年12月1日から）
（平成28年11月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,403,250	3,276	3,276	△41,117	1,365,408
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失（△）		△289,895	△289,895		△289,895
自 己 株 式 の 取 得				△262	△262
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△289,895	△289,895	△262	△290,157
当 期 末 残 高	1,403,250	△286,618	△286,618	△41,380	1,075,250

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	6,498	2,698	9,197	1,374,606
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失（△）				△289,895
自 己 株 式 の 取 得				△262
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△370	1,537	1,166	1,166
当 期 変 動 額 合 計	△370	1,537	1,166	△288,991
当 期 末 残 高	6,127	4,236	10,363	1,085,614

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有価証券 | 期末日の市場価格等に基づく時価法 |
| その他有価証券 | （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。） |
| 時価のあるもの | 移動平均法による原価法 |
| 時価のないもの | 時価法 |
| ② デリバティブ | |
| ③ たな卸資産 | |
| 商品及び製品 | 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------------------------|---|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く）および投資不動産 | 定率法
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物、構築物 3～60年
車輛・工具器具及び備品 2～20年 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| ① 貸倒引当金 | 期末日現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員賞与の支給に備えるために、翌事業年度支給予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間見込額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および中小企業退職金共済制度による退職金支給見込額に基づき計上しております。 |
| ④ 役員退職慰労引当金 | 役員退職慰労金の支払いに備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| ⑤ 株式給付引当金 | 株式交付規程に基づく従業員への株式交付に備えるために、当事業年度末の株式給付債務の見込額を計上しております。 |

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|-------------------------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…予定取引 |
| ③ ヘッジ方針 | 為替変動リスクを避けるため、外貨支払予定額の範囲内で為替予約取引を行っております。 |
| ④ ヘッジの有効性評価の方法 | 為替予約は、すべて材料などの購入予定に基づくもので、キャッシュ・フローを固定化するものであるため、有効性の評価を省略しております。 |
| (6) 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |
| (7) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 | |

2. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更

該当事項はありません。

5. 追加情報

(株式付与E S O P信託の会計処理について)

当社は平成26年1月20日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入を決議いたしました。

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の職位等に応じた当社株式を、在職中に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができ、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高めるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

E S O P信託口が保有する当社株式については、信託における帳簿価額(付随費用の金額は除く。)により純資産の部の自己株式に計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は39,815千円、462,000株であります。

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.3%から平成28年12月1日および平成29年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.0%に、平成30年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.7%となります。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年12月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得金額の100分の60相当額に、平成29年12月1日以後に開始する事業年度から繰越控除額の所得金額の100分の55相当額に、平成30年12月1日以後に開始する事業年度から繰越控除額の所得金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されました。

これらの税制改正が当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	建物	106,822千円
	土地	231,267千円
	投資不動産	68,366千円
	計	406,456千円

上記物件は、1年内返済予定の長期借入金133,903千円および長期借入金287,876千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	548,831千円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	40,993千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
受取利息	751千円
(2) 商品及び製品の収益性の低下による簿価切下額	
売上原価	23,610千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位:株)

	当 期 首 株 式 数	当期増加株式数	当期減少株式数	当 期 末 株 式 数
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	14,940,000	—	—	14,940,000
自 己 株 式				
普 通 株 式	477,471	2,745	—	480,216

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式(当事業年度末462,000株)が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損否認額	10,493千円
投資有価証券評価損否認額	590千円
退職給付引当金否認額	13,604千円
繰越欠損金	355,213千円
その他	36,823千円
繰延税金資産小計	416,725千円
評価性引当額	△391,833千円
繰延税金資産合計	24,892千円

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	1,872千円
その他の有価証券評価差額金	2,443千円
資産除去債務	465千円
繰延税金負債合計	4,770千円

繰延税金資産の純額 20,121千円

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	23,019千円
固定負債—繰延税金負債	2,812千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

当事業年度は、税引前当期純損失のため、注記を省略しております。

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛および事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

11. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	V I N A A S A H I CO.,LTD.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	41,267 32,775	短期貸付金	40,601

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付けは、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
2. 子会社への貸倒懸念債権に対し、18,083千円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において2,361千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 75円08銭
(2) 1株当たり当期純損失 20円05銭
E S O P信託が所有する自己株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 1 月25日

アサヒ衛陶株式会社
取締役会 御中

OAG監査法人

代表社員 公認会計士 今 井 基 喜[㊞]
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 橋 本 公 成[㊞]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アサヒ衛陶株式会社の平成27年12月1日から平成28年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アサヒ衛陶株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 1 月25日

アサヒ衛陶株式会社
取締役会 御中

〇 A G 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 今 井 基 喜 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 公 成 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アサヒ衛陶株式会社の平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年1月27日

アサヒ衛陶株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	景山好庸 ㊟
監査等委員	中光弘 ㊟
監査等委員	井関新吾 ㊟

(注) 監査等委員中光弘及び井関新吾は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、平成28年8月より営業活動の効率性の向上や人材採用の強化などを図るため、本社機能を大阪府堺市から大阪府大阪市に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第2条 (条文省略) (本店) 第3条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。 第4条～第34条 (条文省略) 附則 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第2条 (現行通り) (本店) 第3条 当社は、本店を大阪府 <u>大阪市</u> に置く。 第4条～第34条 (現行通り) 附則 (現行通り)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会として指摘すべき事項がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	まちもと こうじ 町 元 孝 二 (昭和35年5月10日生)	昭和58年4月 当社入社 平成11年12月 当社大阪支店長 平成18年12月 当社営業推進部長 平成20年2月 当社取締役・営業副本部長兼営業推進部長 平成20年12月 当社取締役・営業本部長兼営業推進部長 平成21年12月 当社取締役・営業本部長兼営業推進部長兼外注管理部長 平成22年5月 当社取締役・営業本部長 平成22年11月 当社代表取締役社長・営業本部長 平成27年2月 当社代表取締役社長 平成28年12月 当社代表取締役社長・生産本部長 現在に至る	262,000株
	選任の理由 経営者として当社グループの経営を担い、経営全般における豊富な経験と幅広い見識に基づく強いリーダーシップで、当社グループを牽引してまいりました。今後の持続的な企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
2	うえ の やす し 上 野 泰 志 (昭和43年2月3日生)	平成4年7月 当社入社 平成21年12月 当社大阪支店長 平成22年12月 当社執行役員西日本営業部長 平成23年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼海外事業担当 平成23年12月 当社執行役員国際事業室長兼営業本部副本部長 平成24年2月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長 平成25年2月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長兼東日本営業部統括部長 平成26年12月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長 平成27年2月 当社取締役・営業本部長 平成28年12月 当社取締役・営業本部長兼西日本営業部長 現在に至る (重要な兼職の状況) VINA ASAHI CO., LTD. 社長	49,000株
選任の理由 主に営業部門で豊富な経験を有し、現在、営業本部長として営業全体を統括し、事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上のために必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
※ 3	いし ばし たか ひろ 石 橋 孝 広 (昭和47年10月5日生)	平成7年4月 当社入社 平成22年12月 当社大阪支店長 平成23年6月 当社西日本営業部長 平成24年2月 当社執行役員西日本営業部長 平成27年2月 当社執行役員西日本営業部長兼国際事業室長 平成28年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼西日本営業部長兼国際事業室長 平成28年12月 当社執行役員営業本部副本部長兼東日本営業部長兼国際営業部長 現在に至る	15,000株
	選任の理由 主に営業部門で豊富な経験を有し、現在、営業本部副本部長として営業全般に関する高い見識を備え、国内外での事業活動の拡大に貢献しております。今後の持続的な企業価値向上のために必要な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。		
※ 4	たん じ きょう いち 丹 司 恭 一 (昭和44年4月23日生)	平成9年3月 当社入社 平成21年12月 当社購買部長 平成23年12月 当社管理本部副本部長兼企画物流部長 平成24年2月 当社執行役員管理本部副本部長兼企画物流部長 平成24年12月 当社執行役員企画管理部長 平成28年12月 当社執行役員企画管理部長兼人材戦略室長 現在に至る	15,000株
	選任の理由 主に管理部門で豊富な経験を有し、現在、企画管理部長としてグループ全体の決算処理や労務管理・人事管理などの経営管理全般に高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上のために必要な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任されます
越野秀司氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額
の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方
法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
越 野 秀 司	平成24年2月 当社取締役 現在に至る

第4号議案 大規模買付ルール(買収防衛策)継続の件

当社は、平成26年1月20日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付ルール（以下「現行ルール」といいます。）を導入することについて決定し、平成26年2月27日開催の当社の第63回定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただきました。

今般、当社は現行ルールが平成29年2月24日開催予定の当社の第66回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって終了することを受け、平成29年1月27日開催の取締役会において、出席した当社取締役全員の賛成により、現行ルールを継続する（以下、現行ルールを継続したものを「本ルール」といいます。）ことを決定いたしました。但し、現行ルールの継続は、本定時株主総会において、株主の皆様の承認を得られることを条件として発効することとし、有効期間は平成32年2月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。現行ルールの継続に際して基本方針の実現に資する特別な取組みの変更その他実質的な内容の変更を含まない所要の修正を行っておりますが、本ルールの基本的な内容は現行ルールと同一であります。また、上記取締役会決議日現在、当社株式の大規模買付けに関する打診および申し入れは一切ございません。

本議案は、本ルールについて株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

本ルールの骨子は下記のとおりであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。他方、当社も上場企業である以上、健全な投資家の皆様が当社の株式を買い付けることは、原則、自由ではありますが、下記Ⅱ.に記載する当社の経営理念を否定し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者によって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様の適切なご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様にご判断いただくためには、株主の皆様に必要な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者（別紙1「大規模買付ルール（買収防衛策）」の2.(1)）に定義されます。以下同じ。）の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、江戸時代享保年間に創業した屋根瓦製造販売業の流れを汲む衛生陶器メーカーで、近年は衛生陶器をコアビジネスとする、サニタリー分野での住宅設備機器を長年に亘り社会に供給してまいりました。当社は、「お客様にご満足いただける商品とサービスを、満足いただける価格で提供する」ことを最優先に、「快適で豊かな暮らし」が実感できる住環境を実現することを経営理念としております。また、地球・環境にやさしいエコ、省エネ、節水商品、人にやさしい福祉、高齢者配慮商品の開発に注力するとともに、ユーザーニーズの変化に対応すべく、機動性を持った海外調達の強化を積極的に進めております。さらに、主力商品の多機能洗髪洗面化粧台及び節水型トイレ等の更なる拡充を図るとともに、ユニバーサルデザイン化粧台・住宅リフォーム対応の商品開発を進めております。

以上のように、当社は「水と電気」を使用する、耐久消費財を製造する企業として、「地球環境に優しい（Save water／Save energy）」商品作りを行うことが、企業価値を高めるものと信じております。

具体的な戦略及び施策としては、以下の2点となります。

① 売上の拡充

当社は「オリジナル（P B）住宅設備機器の拡販」、「福祉介護分野での地位確立」、「国際事業の拡大」を重点戦略として、販売拡大を図ってまいります。

オリジナル（P B）住宅設備機器の拡販につきましては、国内事業において長年培ってまいりましたトイレ・洗面化粧台・温水洗浄便座の製造技術と

他社には無い小回りを効かした「もの作り」による商品提案力の強化、また平成27年10月に立ち上げましたベトナム工場の稼働力を活用したオリジナル製品の受注等につとめてまいります。

また、福祉介護分野では、自社のみならず独自性のある物づくりの出来る企業集団「MF S G（未来福祉創造グループ）」のリーダー企業として、介護系の施設を中心に「設計段階からのお手伝い」をコンセプトに地位確立を図ります。具体的には介護施設大手グループへの福祉介護（ケアシス）商材の導入、アライアンス商材の拡充による総合提案の実施を目指してまいります。

国際事業におきましては、メインターゲットであるベトナム市場の事業拡大、昨年9月に本格始動をいたしました中国での福祉関連事業の強化、また台湾・タイ・ミャンマー・インドなど他のアジア諸国へのトイレセット・温水洗浄便座、給水栓などの販路拡大により、売上拡充を図ってまいります。

② 徹底したコスト削減

昨年8月に実施しました香川事業所への開発・生産部門の移転・集約により、生産・物流・管理費のコスト削減を進めてまいります。

また海外（中国、韓国、台湾、ベトナム、タイ）の豊富なネットワークを活用し、高品質で価格競争力のある調達網の強化「新規サプライヤーの開拓」に努め、仕入コストを削減させる活動を継続して参ります。

更にベトナム工場の本格稼働による価格競争力のある人工大理石の製品化にも努め、原価の削減を図ってまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本ルールの必要性

当社取締役会は、上記Ⅰ.に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、また株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、別紙1「大規模買付ルール（買収防衛策）」のとおり、大規模買付者が大規模買付行為を行う前に取るべき手続

等を明確かつ具体的に示した現行ルール継続を決定いたしました。

なお、平成28年11月30日現在の当社株主の状況は別紙4のとおりです。

2. 本ルールの合理性

(1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本ルールは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）も遵守しております。

(3) 株主意思を重視するものであること

本ルールの有効期間は、平成32年2月に当社が開催する予定の定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本ルールの継続についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本ルールを継続することを予定しております。また、当社は、本ルールの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールをその時点で廃止します。その意味で、本ルールの導入、継続及び廃止は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールの運用に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本ルールの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、本ルールに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、監査等委員である取締役を除く当社取締役の任期は1年とされているため、本ルールは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではありません。

以 上

〈別紙1〉

大規模買付ルール（買収防衛策）

1. 本ルールの継続とその目的

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の買収を行おうとする者が従うべきルール（以下「本ルール」といいます。）を定め、買収が本ルールに従って行われない場合や当社の企業価値又は株主の共同の利益に資さない場合には、対抗措置を発動することができるようにいたしました。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の買収を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本ルールは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の買収を抑止すると共に、当社株式の買収が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる買収に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 本ルールの内容

（1）本ルールの適用（大規模買付行為の意義）

当社の発行する株券等（※1）の買付行為（買付け等その他の取得、買付け等その他の取得の申込み又は売付け等その他の処分の申込みの勧誘を含みます。以下同じとします。）を行おうとする者のうち、本ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下「大規模買付者グループ（※2）」といいます。）の議決権割合（※3）を20%以上とすることを目的とする買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、②当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が20%以上となる買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、①及び②の買付行為又はこれに類似する行為の一方又は双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）です。

※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

※2 大規模買付者グループとは、(i) 当社の株券等（同法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

※3 議決権割合とは、(i) 大規模買付者グループが上記※2(i)の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）を加算して計算するものとします。）、(ii) 大規模買付者グループが上記※2(ii)の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、当社は、その合理的な裁量において、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書等に依拠することができるものとします。

(2) 大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本ルールに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下、これらを「必要情報」といいます。）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。

必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含むものとします。

- ① 大規模買付者グループの概要（大規模買付者グループの役職者の経歴・経験等を含む。）
 - ② 大規模買付行為によって達成しようとする目的
 - ③ 大規模買付行為の方法及び内容（これまで当社が発行している株券等を取得している場合には、その経緯と目的を含む。）
 - ④ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
 - ⑤ 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、想定している経営者候補等
 - ⑥ 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している組織再編
 - ⑦ 大規模買付行為の後における当社の株主（大規模買付者を除く。）、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針
 - ⑧ 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
 - ⑨ 大規模買付行為のために投下した資本の回収方針
- (3) 当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60日以内の期間（但し、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間について30日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示するものとします。）（以下「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

なお、当社取締役会は、下記4. 記載のとおり、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

(4) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

(5) 本ルール適用除外

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。

なお、具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、添付別紙2に記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が本ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が本ルールを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記(1)と同様の対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合に該当するものとします。

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為

- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- (c) 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における事業計画、及び当社の他の株主、顧客、従業員等の利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な大規模買付行為である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、顧客、従業員等との関係又は当社の企業風土を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- (e) いわゆる反社会的組織又はその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為である場合

4. 対抗措置を発動する場合の手続

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、本ルールに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対抗措置の発動の是非等について諮問します（特別委員会の概要については添付別紙3のとおりです。）。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して対抗措置

の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様の開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

また、当社取締役会は、①特別委員会が対抗措置の発動に関して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、又は、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当該株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議にしたがうものとします。したがって、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本ルール継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本ルールの継続時点においては、新株予約権無償割当て等はありませんので、株主の皆様の権利関係及び経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様（大規模買付者グループを除きます。）が権利関係又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に、①大規模買付行為が撤回された場合や、②大規模買付者による必要情報の提供が完了したと当社が判断した旨開示した後、大規模買付者によって当該必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合、③その他特別委員会の勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあります。また、当社取締役会は、対抗措置の発動の中止を決議する際には特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（3）対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、当該決定に際して割当期日を定め、これを公告いたします。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、当社の書式による一定の誓約書をご提出いただいたうえ、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。

但し、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することがあり、この場合、株主の皆様（大規模買付者グループを除きます。）は、原則として、新株予約権を行使するための財産の出資を行うことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領することになります（この場合も、株主の皆様は当社の書式による一定の誓約書をご提出いただくことがあります。）。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

6. 本ルールの有効期間

本ルールは、本定時株主総会での承認により同日から発効することとし、その有効期間は、当社が平成32年2月に開催する予定の定時株主総会の終結の時までとします。また、当社は、当該株主総会において、本ルールの継続についてお諮りすることにより、株主の皆様のご信任を得ることとします。

本ルールは、株主総会により承認され発効した後でも、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、本ルールや対抗措置の内容については、適用ある法令及び株式会社東京証券取引所の規則に従い継続的に開示する予定です。

以 上

〈別紙2〉

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法
当社取締役会が定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。また、当社が株式分割又は株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
割当日における当社の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件
大規模買付者、その共同保有者及びその特別関係者、これらの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け又は承継した者、これらの者の関連者（親会社、子会社、兄弟会社及び協調して行動する者として取締役会が認めた者を含む。以下、本項に基づき新株予約権を行使することができない者を総称して「非適格者」という。）は、一定の例外的事由（※1）が存する場合を除き、新株予約権を行使できない。
7. 取得条項
当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者（但し、非適格者を除く。）に対して、当社が新株予約権を取得するのと引換えに、新株予約権1個あたり当社普通株式1株を上限として交付することができるものとする。
また、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において変更され得るものとする。

※1 具体的には、(x)大規模買付者が新株予約権無償割当ての決議後に大規模買付行為を中止若しくは撤回又は爾後大規模買付行為を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)大規模買付者グループの議決権割合（但し、議決権割合の計算にあたっては、大規模買付者グループ以外の非適格者についても大規模買付者グループとみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者議決権割合」という。）が、(i)当該大規模買付行為の前における非適格者議決権割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることが定められることが予定されている。なお、かかる非適格者による新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとする。

以 上

特別委員会の概要等

1. 特別委員会規則の概要

特別委員会規則の概要は以下のとおりです。

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・ 特別委員会は、大規模買付者が本ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 特別委員会の決議は、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

2. 委員（就任予定者）の略歴

当社取締役会の決議により設置される予定である特別委員会委員は以下の3名となります。

（１）社外取締役（監査等委員）2名

①中光 弘（弁護士）

（略歴）

平成5年4月弁護士登録、中央総合法律事務所入所

平成15年3月弁護士法人中央総合法律事務所社員弁護士

平成20年2月当社社外監査役

平成24年7月弁護士法人中央総合法律事務所代表社員弁護士（現在）

平成28年2月当社社外取締役（監査等委員）（現在）

②井関 新吾（公認会計士）

（略歴）

昭和56年4月日新監査法人（現新日本有限責任監査法人）入社

昭和59年3月公認会計士、税理士登録

昭和62年7月井関公認会計士事務所開設 所長（現在）

平成3年6月株式会社井関総合経営センター代表取締役（現在）

平成22年2月当社社外監査役

平成28年2月当社社外取締役（監査等委員）（現在）

※ 社外取締役中光弘、井関新吾の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に
対し、独立役員として届け出ております。

（２）社外有識者（弁護士）1名

西野 弘一（弁護士）

（略歴）

平成5年4月弁護士登録、塚口事務所入所

平成10年4月西野弘一法律事務所開設

平成13年5月田淵・西野法律事務所開設弁護士（現在）

※ 西野弘一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

〈別紙 4〉

当社株主の状況（平成28年11月30日現在）

1. 発行可能株式総数 48,000,000株
2. 発行済株式の総数 14,940,000株
3. 株 主 数 1,799名
4. 大株主（上位10名）

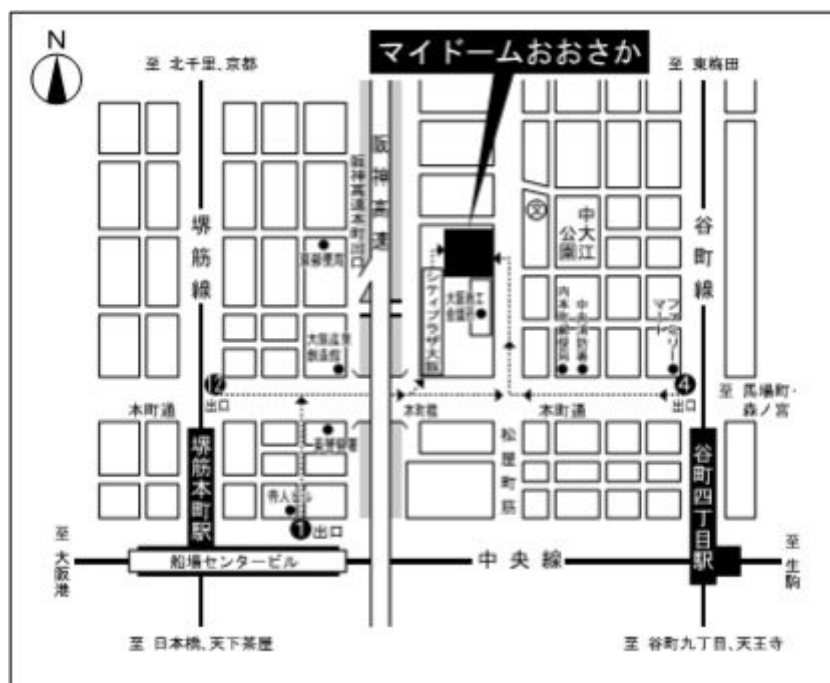
株主名	持株数	持株比率
日本証券金融株式会社	806,000株	5.4%
アサヒ衛陶取引先持株会	712,000	4.8
松井証券株式会社	629,000	4.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口・75644口)	462,000	3.1
丹司英子	384,000	2.6
株式会社SBI証券	374,000	2.5
阿部五美	345,000	2.3
鈴木拓也	311,000	2.1
山田紘一郎	304,000	2.0
町元孝二	262,000	1.8
上位10名計	4,589,000	30.7

以 上

株主総会会場ご案内略図

アサヒ衛陶株式会社

大阪市中央区本町橋 2 番 5 号
マイドームおおさか 8 階 第 3 会議室
TEL 06-6947-4321



交通のご案内

- ・地下鉄堺筋線、中央線「堺筋本町」駅の①⑫番出口から徒歩約 7 分
- ・地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅の④番出口から徒歩約 7 分

お願い

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。